



公平性に関する方針

2016. 1. 1
常務理事 伴野 道彦

当センターは、そのマネジメントシステム認証事業における公平性が客観的に認識されるため、次の事項を「公平性に関する方針」とし、確実に実施していくことをここに宣言致します。

- (1) 当センターは、「マネジメントシステム認証活動における公平性の重要性を認識し、利害抵触について管理し、認証活動の客観性を確実にする。」ことを本旨として事業を展開致します。
- (2) 公平性の効果を一層上げるため、当機関の運営に当たっては、当センターの独立性を維持し、適時・適切な内部監査及び教育等を行うことにより、上位法令・倫理規則・要求事項等の厳守及び組織の適正化と運営の改善を図ってまいります。
- (3) また当センターの認証活動に対する苦情又は異議申立てに対しては、公正に受理し、それぞれ部外委員で構成する苦情等処理委員会又は異議処理委員会の客観的審議にかけ、結果は申立人に通知すると共に、場合によっては公表致します。
- (4) これらの状況は定期的に公平性委員会に諮り、さらなる改善のための助言を得ることと致します。